

令和6年度(2024年度)いじめの傾向と分析

令和7年(2025年)5月

箕面市教育委員会 児童生徒指導室

【いじめについて】

①いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめの認知件数

<過去5年間小中学生におけるいじめの認知件数>

	R2	R3	R4	R5	R6
1～6年	3,593	4,193	3,201	2,819	2,756
7～9年	501	482	427	399	407

③本市における SNS を使用したいじめ事案

「今の学年になってから、インターネットや通信機能を通していじめられたことがありますか。（10月実施・無記名アンケート）」という質問（*3年生以上）に対して「ある」と回答した数。

	R2	R3	R4	R5	R6
3年	34	39	50	31	31
4年	35	46	42	25	25
5年	27	37	23	19	16
6年	19	15	22	10	14
7年	12	9	9	7	8
8年	4	5	9	4	3
9年	6	4	7	6	5
合計	137	155	162	102	102

④令和6年度はいじめ重大事態の件数等

(1) 重大事態の判断基準別推移

	R2	R3	R4	R5	R6
1号事案	5	6	5	5	3
2号事案	1	0	3	1	2
合計	6	6	8	6	5

※1号事案…児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

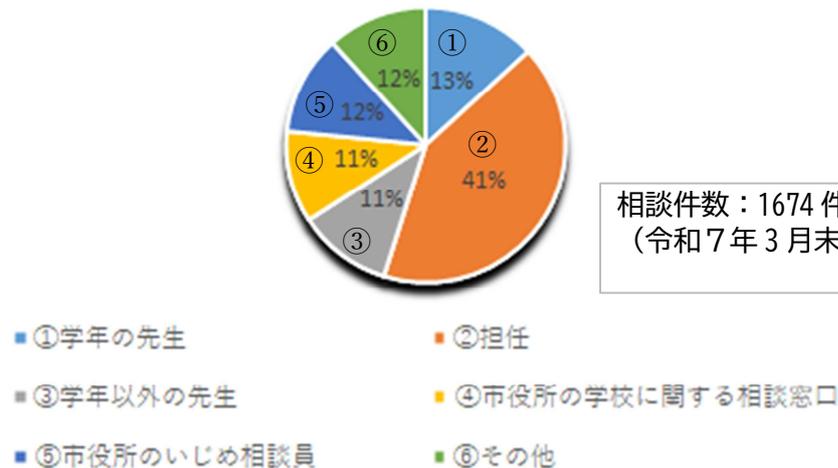
※2号事案…児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の発生学校種別推移

	R2	R3	R4	R5	R6
1～6年	3	4	5	3	2
7～9年	3	2	3	3	3
合計	6	6	8	6	5

⑤こころの日記の相談件数

相談希望先(割合)



⑥令和6年度のいじめ防止に関する取り組み内容

- ・「子どものSOSの受けとめ方 ～チーム学校の視点から～」 水野 治久 氏
- ・『生徒指導提要』の改訂をふまえたこれからの生徒指導の方向性について 児童生徒指導室
- ・『安心感・信頼感を感じられる学校』をめざして 児童生徒指導室

⑦いじめの状況、対応等について

- ・「いじめられた」と回答している児童・生徒数は減少傾向にある。学校がいじめ未然防止の取り組みに努め、一定の成果を収めていることがうかがえるが、今後も継続的にアンケートやこころの日記等を活用しながら、積極的ないじめ認知を進めていくこと、また対応についても丁寧に行っていく必要がある。
- ・こころの日記の相談希望先割合については約8割の児童生徒が学校に相談ができている。なかでも「担任」の割合が最も高い。「市役所の学校に関する相談窓口」や「市役所のいじめ相談員」への相談内容には、虐待の疑いがあるものとして児童相談支援センターと連携し、即時対応する必要がある事案もあった。
- ・各校「冷やかし、からかい、悪口」に関するいじめ事案が多い。「冷やかし、からかい、悪口」について発言しないようにいじめを行った児童生徒へ指導を行うことは大切だが、いじめの未然防止の観点から、人間関係づくりや発達指示的な生徒指導（*授業をはじめあらゆる教育活動の中で生徒の自尊感情を高める指導）に力を入れる必要がある。
- ・10月実施の無記名アンケートの「インターネットや通信機能を通していじめられたことがありますか。」という質問に対して、「ある」と回答した数値はどの学年も減少している。低学年からの情報リテラシー教育およびSNSトラブル未然防止教室の実施の効果が出ていると考えられる。
- ・重大事態の発生件数は5件（前年度6件）で、法第28条第1項第1号に規定するものは3件、同項第2号に規定するものは2件である。いじめの積極的認知や早期対応を行い、事態の重篤

化を防ぐことが今後も必要である。

- ・いじめ事案の中には学校が調査・説明をしたあとも、調査不足、説明不足と保護者が主張し、学校の対応に過度な要求を求めるケースがある。保護者の思いを傾聴しながら説明責任を十分に果たす必要がある一方、理不尽な要求については限界設定をして対応をしていくことも重要である。

⑧いじめ対応等で見られた課題

- ・担当者（担任等）が児童生徒、保護者からの相談を「いじめ」と認知せず、「トラブル」として早期の解決を図った。その結果、事案が複雑化した。
- ・担当者（担任等）が児童生徒の会話からトラブルの疑いをキャッチするも、学年の他の教員や生徒指導担当者、管理職と共有することなく、独自の判断で対応した。その結果、傷つく児童生徒がでてしまい、対応が複雑化した。
- ・学校が「いじめ」と認知し、対象児童生徒や関係児童生徒から聞き取りを行い、当該の保護者へ説明を行うも、「いじめ」を行った児童生徒やその保護者がその行為について事実は認めるも「いじめ」ではないと主張された。その結果、対応が長期化することとなった。

⇒学校の組織対応の更なる徹底を図ることが必要。

⑨令和7年度に向けて

- ・初期の段階からチーム対応できず、児童生徒や保護者の思いを十分汲み取れなかったり、適切な対応とならない事案があった。初期の段階からチーム対応を行うことで、事案の早期発見、早期対応を行うことができ、複雑化、長期化を防ぐことができる。学校がチーム対応を徹底して行う必要がある。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に沿って校長のリーダーシップの下、チーム対応をより適切に行えるよう、校長経営会議や研修等を通じて「組織としてのいじめ対応の在り方」についての学校管理職への周知や指導助言を教育委員会として行う。
- ・また、生徒指導担当者をはじめとするミドルリーダー、教職員を対象とした「チーム対応力向上研修」を行い、教育委員会として学校の組織対応の向上を支援する。
- ・さらに、いじめの事後対応や早期発見のみならず、いじめを生まない（許さない）人間関係づくりをあらゆる教育活動の中で進める。「児童生徒の関係性を育む授業づくり」、「児童生徒の自尊感情を高める授業づくり」等のテーマでの研究を授業改善を担当する課室と協働で行う。
- ・「こころの日記」システム等を活用し、教職員に心身の苦痛を訴えることが難しい児童生徒をはじめ、すべての児童生徒のSOSを見逃さない、いじめの早期発見・未然防止に努める。また、児童生徒が教職員に心身の苦痛を訴えることができる関係作りの構築に努められるよう、前述の研修や研究活動を通じて学校への支援を行う。

- ・いじめの被害児童生徒やその保護者、加害児童生徒やその保護者に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと学校の連携を促進する。被害児童生徒及び保護者への心のケアを行うとともに、加害児童生徒及びその保護者に対しては、適切な関係機関につなぐ等いじめ事案に対する適切な対応を行い、事案の重篤化の防止に取り組む。
- ・学校が説明責任を果たそうとするも、事案について納得が得られないケースもある。スクールロイヤーに相談した結果、「法によるいじめの解釈」の後ろ盾が得られ、自信を持って対応できたケースもあるため、今後も学校からの求めに応じて、スクールロイヤーを適切に活用していく。一方、法的な観点からのみの対応を行うと、保護者がより過剰に反応することにつながることもあるため、教育的な観点とのバランスを持った対応となるよう指導助言を行っていく。